

# (仮称)秋田市子ども・子育て支援事業計画 原案



## 計画の策定にあたって

（仮称）秋田市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画であると同時に、「秋田市子ども・子育て未来プラン」に基づきこれまで取り組んできた次世代育成支援施策を継承し、今後の本市の子ども・子育て支援を総合的かつ一体的に推進していくための計画として策定します。計画の構成は次のとおりです。

### 第1部 総論編

#### 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨（子ども・子育てを取り巻く環境、国の動向等）
- 2 計画の位置づけ（関係法・条例等との関係）
- 3 計画の目的（現行「子ども・子育て未来プラン」から継続）
- 4 計画の期間（平成27年度～平成31年度の5年間）
- 5 計画の対象（子ども・子育て家庭・結婚や子育てを希望する若者）
- 6 秋田市子ども・子育て未来プランの実施状況（施策等の評価）

#### 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

- 1 少子化の進行（合計特殊出生率の推移等）
- 2 未婚化・晩婚化の進行（婚姻件数の推移等）
- 3 「子ども・子育て支援ニーズ調査」の結果から（主な項目の分析）

#### 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念（現行「子ども・子育て未来プラン」から継続）
- 2 基本目標と施策体系（6つの基本目標、20の基本施策を設定）
- 3 進行管理と推進体制（評価方法、庁内・庁外組織による推進体制）

### 第2部 各論編

（各論編は、基本目標ごとに章立てし、関連施策を記載）

#### 第1章 教育・保育、地域の子育て支援の総合的な提供

#### 第2章 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

#### 第3章 次代を担う子ども・若者の育成支援の充実

#### 第4章 ワーク・ライフ・バランスの推進

#### 第5章 安全・安心な生活環境の整備

#### 第6章 子ども・若者と家庭へのきめ細かな支援

### 第3部 資料編



# 第 1 部 總論編



## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

我が国では、少子化が急速に進んでおり、平成24年の合計特殊出生率は1.41と前年より若干上昇し微増傾向ではあるものの、なお低い水準にとどまっています。本市も例外ではなく、同年の合計特殊出生率は1.25と、全国水準よりもさらに低い状況です。

また、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境は厳しくなっており、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに不安や負担、孤立感を持つ家庭も少なくなく、共働き家庭の増加などにより、仕事と子育ての両立も困難な状況にあります。

このような課題に対応し、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てをしやすい社会を実現していくためには、社会全体で子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いのしくみが必要とされ、国では、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実等を目的とする子ども・子育て支援の新たな制度を創設しました。また、次世代育成支援対策推進法の期限も平成36年度まで延長されています。

本市では、「秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例(以下、「秋田市子ども条例」という。)で示されている『社会全体で子どもを育む』という本市子ども・子育て支援の方向性のもと、平成22年3月に「秋田市次世代育成支援行動計画後期計画子ども・子育て未来プラン」(以下、「子ども・子育て未来プラン」という。)を策定し、病児対応型の病児・病後児保育の専用施設の整備など、必要に応じて内容の充実を図りながら、総合的かつ計画的な次世代育成支援対策に取り組んできました。平成23年度から4年連続となる年度当初の待機児童ゼロを達成するなどの成果も上がってきています。

未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現には、引き続き、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。こうしたことから、本市では、「(仮称)秋田市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定し、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を初めとして、子ども・子育て支援策のさらなる充実に向けた取組を促進していきます。

## 2 計画の位置づけ

---

### (1) 「子ども・子育て支援法」および「次世代育成支援対策推進法」との関係

本市では、これまで次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として、平成22年3月に子ども・子育て未来プランを策定し、次世代育成支援対策を推進してきましたが、子ども・子育て支援法の成立に伴い、市町村における行動計画の策定は任意化され、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定することも可能とされました。

子ども・子育て未来プランに基づく取組は、今後の子ども・子育て支援の推進にあたって、引き続き、重要な役割を担うものです。

したがって、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画としても位置づけ、一体的に策定するものとします。

### (2) 「秋田市子ども条例」との関係

本計画は、秋田市子ども条例第15条に規定する推進計画(以下「秋田市子ども条例推進計画」という。)としても位置づけます。

### (3) 市の関連計画との関係

本計画は、「秋田市総合計画」のもと、「秋田市地域福祉計画」と共通する理念を示しながら、関連諸計画とも整合性を図っていきます。

## 3 計画の目的

---

子どもの健やかな成長と子どもを生き育てやすい環境づくりに一層取り組むことを目的とします。

## 4 計画の期間

---

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とします。

なお、社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて、計画内容の見直しを図ることとします。

## 5 計画の対象

---

本計画は、「子ども」「子育て家庭」「結婚や子育てを希望する若い世代」を主な対象とします。

## 6 秋田市子ども・子育て未来プランの実施状況

子ども・子育て未来プランでは、「支え合う すこやか子育て 夢ある秋田 ~みんなで育むかがやく笑顔~」を基本理念とし、施策分野ごとに掲げた5つの基本目標に沿って、38の施策、177の取組・事業を展開してきました。38施策のうち、特に重点的に進める必要がある14施策については、重点施策として設定しています。

施策および取組・事業の実施状況をみると、設定目標に対して、6割以上が目標達成又はほぼ達成となっており、全体として一定の成果を上げているものと評価されます。

一方で、目標達成に至らず改善が必要な取組もあることから、これまでの実施状況や課題等を踏まえ、内容の見直しを図っていく必要があります。

各施策および取組・事業の実施状況等の概要は、次のとおりです。

### (1) 評価基準

施策および取組・事業の目標値に対する達成状況は、次の基準により評価しました。

S	目標達成
A	目標達成には至らないがほぼ同等の成果を上げたもの（達成率80～100%未満）
B	目標達成には至らないが一定の成果を上げたもの（達成率50～80%未満）
C	目標達成できず、改善が必要なもの（達成率50%未満）

事業廃止・関係データ未確定等により、評価不可となった項目は「-」で表します。

### (2) 施策の達成状況

施策の達成状況は、S評価が12項目、A評価が11項目、B評価が5項目、C評価が8項目となっており、おおむね順調な実施状況となっています。

基本目標	施策数	S	A	B	C	-
1 親子の心身の確保	9	1	4	1	2	1
2 地域の子育ての支援	5	2	1	1	1	0
3 次代の親の育成	11	3	5	2	1	0
4 ワーク・ライフ・バランスの推進	7	2	1	0	3	1
5 安全安心な生活環境の整備	6	4	0	1	1	0
合計	38	12	11	5	8	2

重点施策14施策の達成状況には、S評価が4項目、A・B・C評価が各3項目となっています。C評価の3項目は、内容の見直しなど改善を図った上で、さらなる取組が必要です。

施策名	評価
乳幼児保健の充実	-
児童虐待防止対策の充実	B

施策名	
保育環境の整備	B
子育て支援サービスの充実	A
放課後児童対策の充実	S
豊かな心の育成	B
特別な支援を要する子どもへの支援	A
若者の自立支援	A
若者同士の交流機会の拡大	S
仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発	C
待機児童の解消	S
社会全体で子育て家庭を支えるしくみづくり	C
子どもの安全確保	C
子育て家庭に配慮した市営住宅等の整備	S

## (3) 取組・事業の達成状況

各取組・事業の達成状況は、S評価が78項目、A評価が37項目、B評価が28項目、C評価が14項目となっており、こちらもおおむね順調な取組状況となっています。C評価となった14項目については、基本目標3および4で比較的多くなっており、課題等を踏まえ、内容の見直しを図ります。

基本目標	取組・事業数	S	A	B	C	-
1 親子の心身の確保	49	17	9	14	3	6
2 地域の子育ての支援	33	19	9	3	0	2
3 次代の親の育成	56	24	14	7	5	6
4 ワーク・ライフ・バランスの推進	21	7	2	3	4	5
5 安全安心な生活環境の整備	18	11	3	1	2	1
合計	177	78	37	28	14	20

## 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

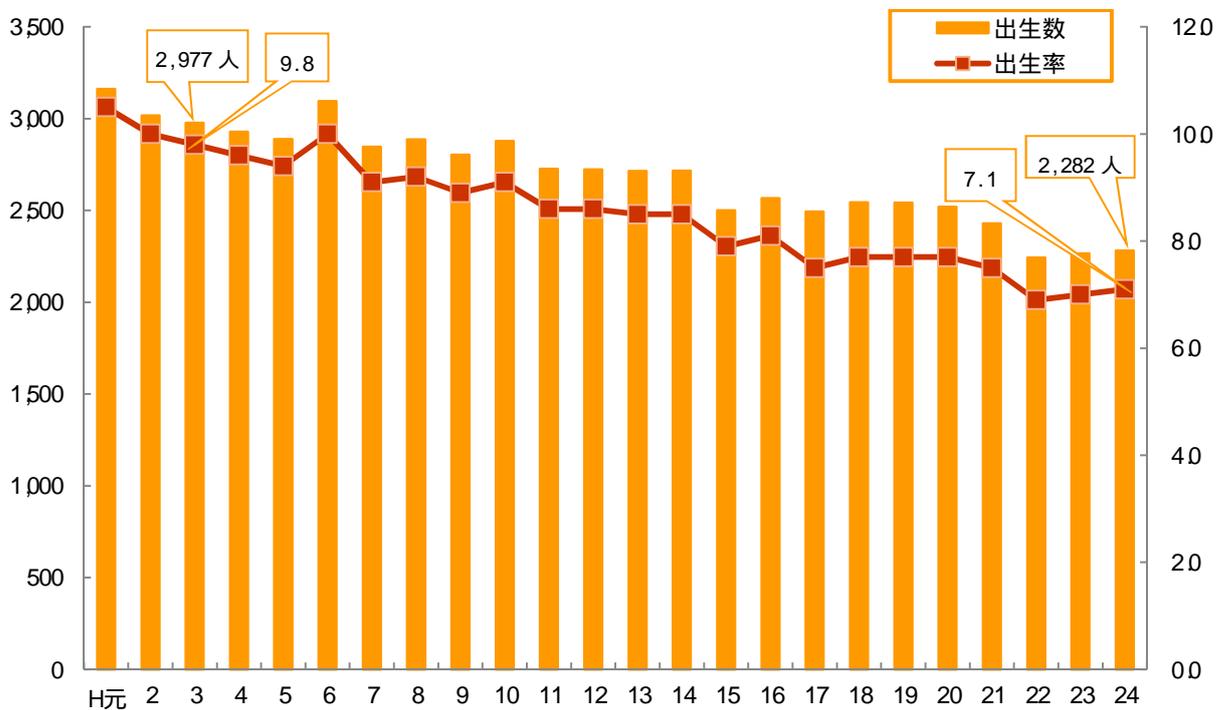
### 1 少子化の進行

#### (1) 出生数と出生率の推移

平成24年の本市の出生数は2,282人で、前年の2,265人より17人増加し、出生率(人口千対)は7.1で、前年の7.0を0.1ポイント上回っています。

出生数は、平成3年に3,000人を割り込み、平成21年以降は、2,500人以下で推移し、出生率も低下傾向が続いています。

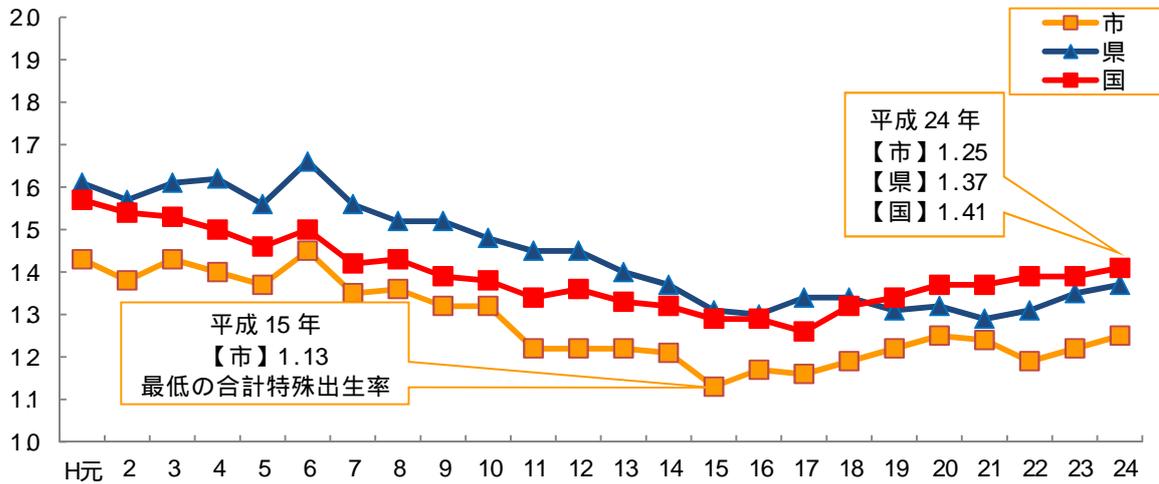
本市の出生数と出生率の推移(平成元年～平成24年 「人口動態統計」より)



## (2) 合計特殊出生率の推移

平成24年の合計特殊出生率は1.25で、前年の1.22を0.03ポイント上回り、3年連続で上昇していますが、依然として「人口置換水準」(平成24年2.08)を大きく下まわる状況が続いており、全国および秋田県と比較しても低い水準となっています。

合計特殊出生率の推移(平成元年～平成24年 「人口動態統計」より)

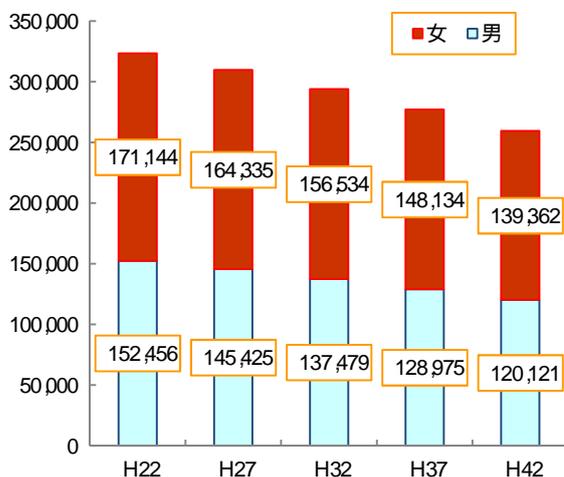


## (3) 将来人口推計

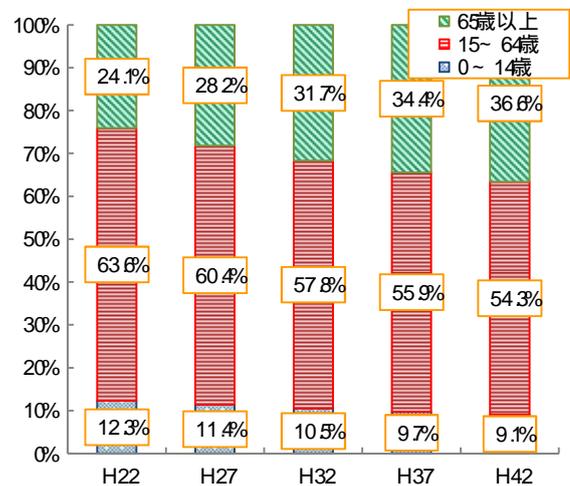
「秋田市の将来推計人口(平成24年11月推計)」によると、平成42年の本市の総人口は、26万人程度になると予測されています。

年齢3区分別人口の比率は、平成22年においては、年少人口(0～14歳)が12.1%、生産年齢人口(15～64歳)が64.9%、老年人口(65歳以上)が23%となっているものが、平成42年には、年少人口が8.2%、生産年齢人口が55.9%、老年人口が35.9%になると予測されています。年少人口および生産年齢人口は減少傾向が続く一方、老年人口は一貫して増加し、少子高齢化が一層進む見込みです。

総人口の推移



年齢3区分別割合の推移

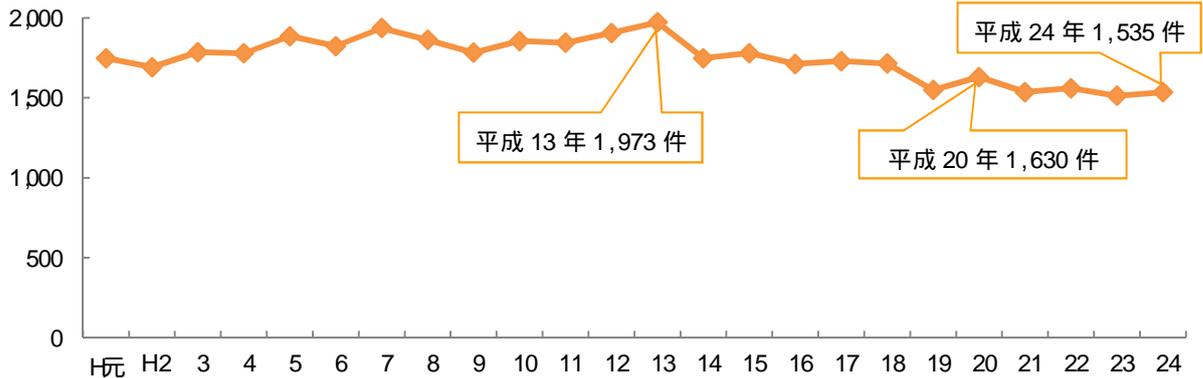


## 2 未婚化・晩婚化の進行

### (1) 未婚化の進行

本市の婚姻件数は、第2次ベビーブーム以降続いていた減少傾向が、平成元年からは緩やかな増加傾向に転じたものの、その後、再び減少傾向にあります。平成24年は1,535件で、前年の1,513件より22件増加しています。

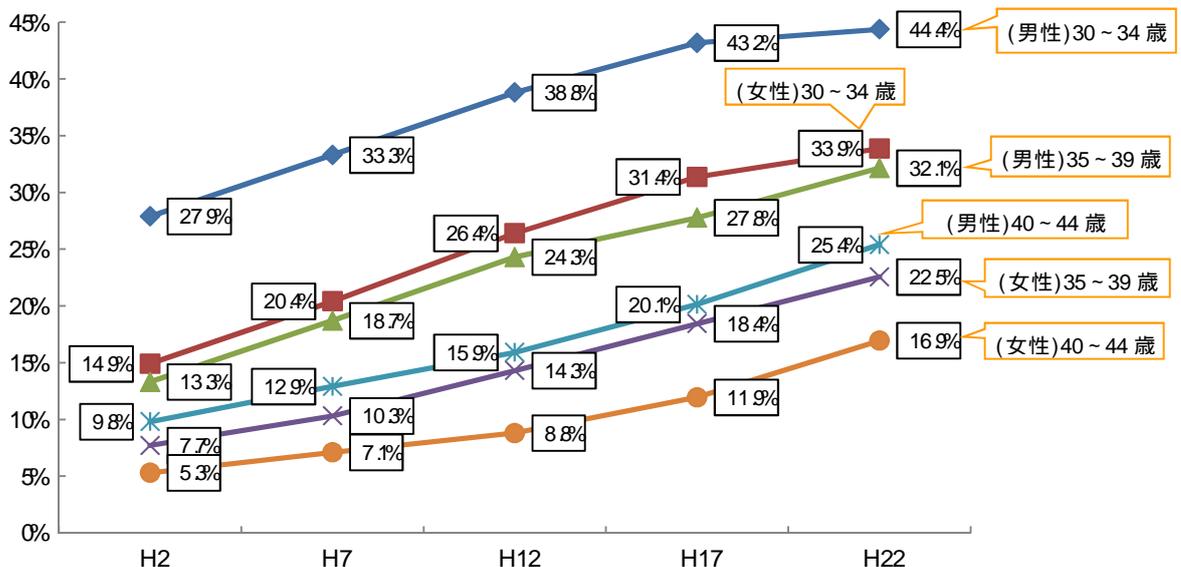
婚姻件数の推移（秋田市 「人口動態統計」より）



また、国勢調査によると、未婚率は男女ともに上昇傾向が続いており、平成22年は、30～34歳では、男性が43.2%、女性が31.4%、40～44歳では、男性が25.4%、女性が16.9%となっています。全国的な傾向と同様、本市においても未婚化が急速に進行しています。

我が国の現状として、子どもは男女が結婚してから生まれる場合が大半であることから、未婚化の進行は、出生数の減少に直接的な影響を与えることになります。

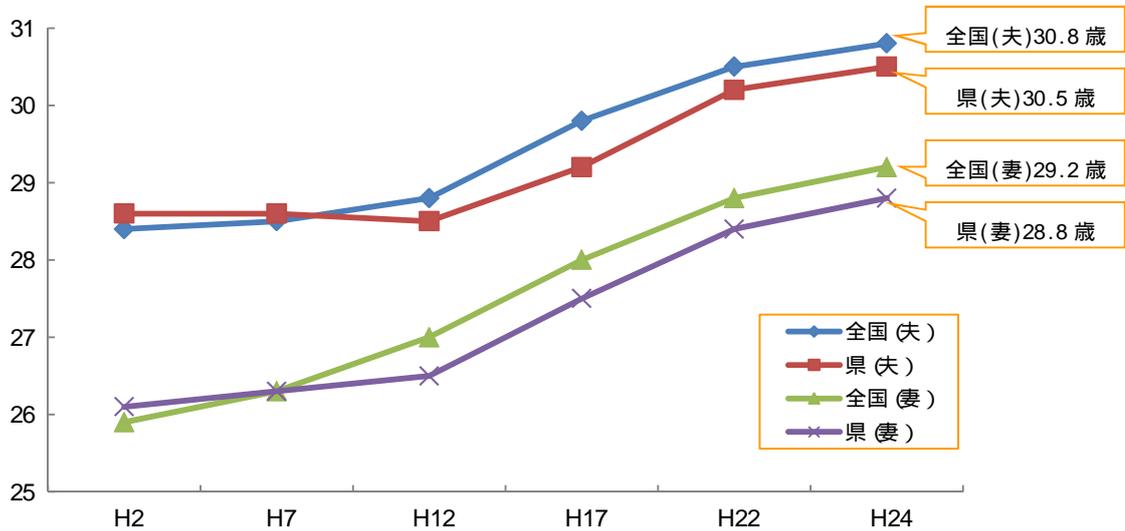
年齢階級別の未婚率の推移（秋田市 「国勢調査」より）



## (2) 晩婚化の進行

秋田県内における平均初婚年齢は、全国的な傾向と同様、年々上昇傾向にあり、平成24年では、夫が30.5歳、妻が28.8歳となっており、本市も同様の状況にあるものと考えられます。

平均初婚年齢（全国・秋田県 「人口動態統計」より）



### 3 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果から

本計画の策定にあたって、基礎的なデータを収集することを目的として、平成 25 年 11 月に「秋田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。本調査では、教育・保育、地域の子育て支援についての利用状況や利用希望に関する設問のほか、平成 20 年に実施した「秋田市次世代育成支援に関するニーズ調査」と同様に、子育てに関する不安感や負担感などについても調査しました。

#### (1) 調査の概要

	就学前児童の親	小学校児童の親
対象者数	2,125 件	1,875 件
回収数	1,033 件	972 件
回収率	48.6%	51.8%
調査方法	郵送にて配布・回収	

#### (2) 子育てに関する意識

「ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があるか」については、前回調査(平成 20 年)と比較して、就学前児童の親で「ある」と答えた割合はほぼ変わらないものの、小学校児童の親では減少しています。

「子育てに関しての不安感や負担感」については、「非常に感じる」と答えた割合は、前回調査と比較して、就学前児童の親はほぼ同率、小学校児童の親では減少しています。

「子育てに関して日常悩んでいることや特に不安に思っていること」については、就学前児童の親では、「子どもを叱りすぎている気がする」「食事や栄養に関すること」「子育てで出費がかさむこと」が上位を占め、小学校児童の親では、「食事や栄養に関すること」「病気や発育・発達に関すること」「子どもの教育に関すること」などが多い状況です。

子育てに関する不安感や負担感を感じている割合は依然として高いことから、親が子どもとしっかり向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支援していく取組を推進していくことが必要です。

ゆったりとした気分でお子さんと過ごせる時間はありますか（無回答除く）

選択肢	就学前児童		小学校児童	
	H20年	H25年	H20年	H25年
ある	41.1%	41.8%	41.3%	36.7%
時々ある	35.7%	39.3%	36.0%	38.5%
あまりない	19.6%	15.9%	19.1%	21.5%
全然ない	3.0%	2.0%	1.8%	2.5%

子育てに関しての不安感や負担感などについてどのように感じていますか（無回答除く）

選択肢	就学前児童		小学校児童	
	H20年	H25年	H20年	H25年
非常に感じる	15.0%	15.0%	16.2%	13.0%
ときどき感じる	60.6%	63.3%	59.0%	57.9%
あまり感じない	19.2%	17.6%	19.4%	23.6%
全く感じない	3.3%	3.0%	2.8%	3.2%
その他	0.7%	0.1%	0.3%	0.3%

子育てに関して悩んでいること、特に不安に思っていることはどのようなことですか（複数）

選択肢	就学前児童		小学校児童	
	H20年	H25年	H20年	H25年
病気や発育・発達に関すること	34.4%	29.0%	23.9%	47.0%
食事や栄養に関すること	30.8%	37.5%	19.1%	49.8%
育児の方法がよくわからないこと	6.7%	9.9%	-	-
子どもとの接し方に自信が持てないこと	17.0%	22.5%	13.5%	30.5%
子どもとの時間を十分にとれないこと	27.5%	31.1%	19.8%	28.4%
子どもが言うことをきかないこと	21.4%	24.0%	-	-
話し相手や相談相手がないこと	7.0%	6.2%	5.6%	4.6%
自由な時間が持てないこと	33.7%	34.8%	13.8%	19.2%
子どもの教育に関すること	22.5%	28.7%	43.7%	42.4%
子どもの友だちづきあいに関すること	16.7%	17.9%	32.3%	27.4%
登園拒否等に関すること	1.7%	17.9%	2.8%	2.8%
家族の協力が少ないこと	10.3%	12.6%	9.2%	7.3%
幼稚園や保育所に、希望した時期に入れないこと	10.3%	4.3%	-	-
子どもを叱りすぎている気がする	40.7%	41.9%	32.4%	31.4%
子育てに関して家族と意見が合わないこと	7.9%	8.3%	7.8%	6.7%
自分自身が子どもを虐待しているのではないかということ	5.0%	4.5%	2.3%	1.5%
家族が子どもを虐待しているのではないかということ	0.5%	0.6%	0.0%	0.3%

選択肢	就学前児童		小学校児童	
	H20年	H25年	H20年	H25年
住居が狭いこと	17.2%	12.6%	11.2%	11.9%
子育てで出費がかさむこと	48.8%	35.2%	50.8%	35.4%
その他	7.7%	5.3%	3.8%	5.3%

### (3) 母親の就労状況

#### ア 母親の現在の就労状況

就学前児童の親では、「フルタイム就労中」が最も多く、次いで「現在就労していない」となっています。小学校児童の親では、「パート等で就労中」が最も多く、次いで「フルタイム就労中」となっています。

##### 母親の現在の就労状況

選択肢	就学前児童の親	小学校児童の親
フルタイム就労中	35.8%	34.6%
フルタイム就労中（産休・育休・介護休業中）	4.3%	0.9%
パート・アルバイト就労中	20.3%	37.8%
パート・アルバイト就労中（産休・育休・介護休業中）	1.1%	0.2%
以前就労していたが、現在就労していない	34.0%	21.3%
就労したことがない	3.2%	3.4%
無回答	1.3%	1.8%

#### イ 今後の就労希望

就学前児童の親では、「子どもがある程度大きくなったら就労したい」という将来的な希望が多くなっていますが、小学校児童の親では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」という希望が多くなっており、「子育てや家事に専念したい」という希望も一定の割合があります。

また、就労を希望する時期としては、就学前児童の親では「3～5歳」が最も多く、幼稚園や保育所等への入所のタイミングでの就労希望が強いと考えられます。

##### 現在就労していない母親の今後の就労希望

選択肢	就学前児童の親	小学校児童の親
子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）	22.4%	33.3%
1年より先、子どもがある程度大きくなったら就労したい	34.9%	20.0%
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	27.3%	33.3%
無回答	15.4%	13.4%

## 「子どもがある程度大きくなったら就労したい」母親の希望する時期

選択肢	就学前児童の親	小学校児童の親
1～2歳	6.7%	2.1%
3～5歳	43.3%	6.3%
6～8歳	36.5%	22.9%
9～11歳	8.2%	23.0%
12歳以上	0.7%	41.6%
無回答	4.6%	4.1%

## (4) 仕事と子育ての両立支援について

育児休業の取得状況は、就学前児童の母親では、「取得した(取得中)」が34.6%、「取得していない」が17.0%、「働いていなかった」が47.1%となっており、「取得していない」理由としては、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「収入減となり苦しくなる」「子育てや家事に専念するため退職した」の順に多くなっています。

小学校児童の母親では、「取得した(取得中)」が19.8%、「取得していない」が20.4%、「働いていなかった」が58.1%となっており、「取得していない」理由としては、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「子育てや家事に専念するため退職した」「収入減となり苦しくなる」の順となっています。

また、父親の「取得した(取得中)」割合は、就学前児童で1.5%、小学校児童で0.4%と極めて低い数字となっています。

仕事と子育ての両立が厳しい状況が依然として続いており、職場全体でのワーク・ライフ・バランス意識の醸成を進め、仕事と子育ての両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりなどに一層取り組んでいく必要があります。

## 母親の育児休業の取得状況

選択肢	就学前児童の母親	小学校児童の母親
取得した(取得中である)	34.6%	19.8%
取得していない	17.0%	20.4%
働いていなかった	47.1%	58.1%
無回答	1.3%	1.7%

## 「育児休業を取得していない」理由(複数)

選択肢	就学前児童	小学校児童
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	30.7%	28.8%
仕事が忙しかった	14.8%	15.7%
(産休後に)仕事に早く復帰したかった	9.7%	7.1%
仕事に戻るのが難しそうだった	11.4%	9.1%

選択肢	就学前児童	小学校児童
昇給・昇格などが遅れそうだった	1.1%	1.5%
収入減となり、経済的に苦しくなる	27.3%	18.7%
保育所などに預けることができた	15.3%	16.2%
配偶者が育児休業制度を利用した	0.0%	1.0%
配偶者が無職など制度を利用する必要がなかった	6.8%	7.6%
子育てや家事に専念するために退職した	25.6%	25.8%
職場に育児休業制度がなかった(就業規則に定めがなかった)	19.9%	14.1%
有期雇用のため取得要件を満たさなかった	3.4%	4.0%
取得できることを知らなかった	0.6%	3.0%
産前産後の休暇を取得できることを知らず退職した	1.7%	2.0%
その他	15.9%	10.6%

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本市では、これまで、子どもの健やかな成長と子どもを生み育てやすい環境づくりを社会全体で推進していくことを目的とした「子ども・子育てプラン」に基づき、次世代育成支援対策を総合的に推進してきました。

本計画においても、子ども・子育て未来プランの基本理念を継承し、本市の子ども・子育て支援を推進することとします。

#### 支え合う すこやか子育て 夢ある秋田 ～ みんなで育むかがやく笑顔 ～

わたしたちは、未来を担う子どもや子どもを生み育てたいと願う若者に、夢と希望が持てる秋田市の姿を示していかななくてはなりません。

誰もが、仕事や家庭、地域など各場面において、充実した生活を送ることができる社会の実現が望めます。

そのためには、女性も男性も、青年期や子育て期、中高年期といった人生の各段階（ライフステージ）において、様々な生き方が選択・実現できるように、子どもを安心して生み育てられる環境を整えていきながら、わたしたちみんなで「仕事と生活の調和」がとれた社会を目指していくことが必要です。

また、明日を担い、未来を築く子どもたちが、その一人ひとりの生命が尊重され、ひとしく心身ともに豊かで健やかに育つことは、これからの秋田の発展には欠かせないことです。

子どもにとって「いちばんの幸せ」は何かということ「子どもの視点」から考え、子どもの育ちを見守るとともに、子どもを、生み、育む家庭とその一人ひとりを地域や社会で支えあう環境を整えることが、少子化に臨む、わたしたちみんなの課題となっています。

「市民」「地域」「企業」「行政」の協働によって、子どもが、笑顔で、安全に、安心して、健やかに育ち、子どもを、生み、育てることに夢や誇りを持つことができる「まち」をみんなで育むことが、次代に対してわたしたちが果たさなければならない責任なのです。

## 2 基本目標と施策体系

### (1) 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向け、施策分野ごとに次の6項目を基本目標として定め、各般の施策を推進します。

#### 基本目標1 教育・保育、地域の子育て支援の総合的な提供

質の高い教育・保育を総合的に提供するとともに、地域における子育て支援サービスの充実を図り、すべての子どもに対して良質な成育環境を保障します。

#### 基本目標2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子保健施策の充実など、妊娠・出産期からの継続した支援体制の整備を図ります。

#### 基本目標3 次代を担う子ども・若者の育成支援の充実

子どもの心身の健やかな成長に向けた環境の整備を図るとともに、若者の就職や結婚等を支援し、次代の親の育成に取り組みます。

#### 基本目標4 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業や地域の理解等を促進するための広報・啓発や、社会全体で子育て家庭を応援するしくみづくりに取り組みます。

#### 基本目標5 安全安心な生活環境の整備

子どもを犯罪や事故から守るとともに、子育て家庭を支援する生活環境の整備に努めます。

#### 基本目標6 子ども・若者と家庭へのきめ細かな支援

児童虐待への対応や障がいのある子どもへの支援など、子ども・若者とその家庭に対するきめ細かな支援に取り組みます。

また、各種手当や医療費助成等による経済的支援の充実にも努めます。

(2) 施策体系

基本理念と6つの基本目標を達成するため、20の基本施策を定め、施策別に具体的な取組・事業を推進します。本計画では、子ども・子育て支援新制度に基づく施策のほか、子ども・子育て未来プランから継承する施策も加えた体系としています。

基本理念	基本目標	基本施策
支え合う すこやか子育て 夢ある秋田 みんなで育むかがやく笑顔	1. 教育・保育、地域の 子育て支援の総合的 な提供	質の高い教育・保育の提供 地域における子育て支援の充実 放課後児童対策の充実
	2. 妊娠・出産期からの 切れ目のない支援	妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 食育の充実 小児医療等体制の充実
	3. 次代を担う子ども・ 若者の育成支援の 充実	子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備 家庭や地域の教育力の向上 青少年健全育成活動の推進 次代の親の育成
	4. ワーク・ライフ・ バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの推進 社会全体で子育て家庭を応援するしくみづくりの推進
	5. 安全・安心な生活 環境の整備	子どもの安全確保 子育てを支援する生活環境の整備
	6. 子ども・若者と家庭 へのきめ細かな支援	児童虐待防止対策の充実 ひとり親家庭の自立支援の推進 障がい児等に対する支援の充実 社会参加に困難を有する子ども・若者への支援 子育てに係る経済的支援の充実

### 3 進行管理と推進体制

#### (1) 本事業計画の評価

##### ア 取組・事業の評価

毎年度、基本施策ごとの具体的な取組・事業について、進捗状況や課題・改善点等を踏まえ、評価します。

##### イ 基本施策の評価

計画期間の中間年度である平成 29 年度および最終年度である平成 31 年度に、各取組・事業の進捗状況や、課題・改善点等を踏まえ、基本施策について評価を行います。

##### ウ 計画全体の評価

計画期間の最終年度に、取組・事業および基本施策の進捗状況等を踏まえ評価します。

##### エ 意識調査

利用者の視点から評価するため、計画期間の中間年度および最終年度に意識調査を実施します。

#### (2) 推進体制

「秋田市社会福祉審議会児童専門分科会(秋田市子ども・子育て会議)」および「秋田市次世代育成支援行動計画推進庁内連絡会」において、毎年度、本事業計画の進捗状況や課題・改善点等を踏まえて評価を行い、その結果を公表します。



## 第 2 部 各 論 編



# 第1章 教育・保育、地域の子育て支援の総合的な提供

## 基本目標 1

質の高い教育・保育を総合的に提供するとともに、地域における子育て支援サービスの充実を図り、すべての子どもに対して、良質な成育環境を保障します。

### 【施策1-1】質の高い教育・保育の提供

#### (1) 教育・保育提供区域の設定

本市では、平成17年の市町合併後のまちづくり等について定めた「緑あふれる新県都プラン」以降、市域を「中央・東部・西部・南部・北部・河辺・雄和」の7地域に区分し、各地域の自然条件や交通、日常生活上の交流の範囲等の諸条件を踏まえた「地域別整備方針」が定められています。この地域区分は、地域的な視点が必要な施策を展開する上での基本的な単位となっていることから、教育・保育提供区域は、この7区域とします。

#### (2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容および実施時期

##### 【市内全域】

市全域	27年度				28年度				29年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数	3,461	2,677	2,423	681	3,366	2,603	2,353	661	3,271	2,529	2,282	641
教育・保育の提供体制	5,744	3,784	2,499	603	5,366	4,162	2,499	603	5,366	4,162	2,499	603
特定教育・保育施設												
保育所		2,501	1,703	405		2,600	1,757	427		2,600	1,757	427
認定こども園	2,469	1,041	458	88	3,361	1,419	458	88	3,361	1,419	458	88
幼稚園	1,150				400				400			
特定地域型保育事業			112	21			112	21			112	21
事業所内保育事業			53	32			53	32			53	32
教育・保育施設												
幼稚園	2,125				1,605				1,605			
認定保育施設		242	173	57		143	119	35		143	119	35
過不足	2,283	1,107	76	-75	2,000	1,559	146	-58	2,095	1,633	217	-38
市全域	30年度				31年度				【I27】 保育所：50園 幼稚園：17園 認定こども園：15園 小規模：7か所 事業所内：5か所 認定保育施設：7園 ↓ 【I28】 認定保育施設2園が保育所へ 幼稚園6園が認定こども園へ 【0歳児の不足分】 保育所の0歳定員の増減で対応			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号					
			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳				
必要利用定員数	3,176	2,455	2,213	619	3,079	2,383	2,143	600				
教育・保育の提供体制	5,366	4,162	2,499	603	5,366	4,162	2,499	603				
特定教育・保育施設												
保育所		2,600	1,757	427		2,600	1,757	427				
認定こども園	3,361	1,419	458	88	3,361	1,419	458	88				
幼稚園	400				400							
特定地域型保育事業			112	21			112	21				
事業所内保育事業			53	32			53	32				
教育・保育施設												
幼稚園	1,605				1,605							
認定保育施設		143	119	35		143	119	35				
過不足	2,190	1,707	286	-16	2,287	1,779	356	3				

中央地域

中央地域	27年度				28年度				29年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数	771	596	544	162	745	576	524	156	718	555	504	150
教育・保育の提供体制	1427	1359	875	261	1337	1449	875	261	1337	1449	875	261
特定教育・保育施設												
保育所		805	523	142		904	577	164		904	577	164
認定こども園	742	348	179	51	957	438	179	51	957	438	179	51
幼稚園	105				0				0			
特定地域型保育事業												
小規模保育事業			48	9			48	9			48	9
事業所内保育事業			15	21			15	21			15	21
教育・保育施設												
幼稚園	580				380				380			
認定保育施設		206	110	38		107	56	16		107	56	16
過不足	656	763	331	99	592	873	351	105	619	894	371	111
中央地域	30年度				31年度				<p>【H27】 保育所：16園 幼稚園：5園 認定こども園：5園 小規模：3か所 事業所内：2か所 認定保育施設：5園</p> <p>↓</p> <p>【H28】 認定保育施設2園が保育所へ 幼稚園2園が認定こども園へ 全区分において供給量が需要を大きく上 回ることから、余剰分は隣接地区の受皿 として活用する。</p>			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号					
			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳				
必要利用定員数	691	534	484	144	664	514	464	138				
教育・保育の提供体制	1337	1449	875	261	1337	1449	875	261				
特定教育・保育施設												
保育所		904	577	164		904	577	164				
認定こども園	957	438	179	51	957	438	179	51				
幼稚園	0				0							
特定地域型保育事業												
小規模保育事業			48	9			48	9				
事業所内保育事業			15	21			15	21				
教育・保育施設												
幼稚園	380				380							
認定保育施設		107	56	16		107	56	16				
過不足	646	915	391	117	673	935	411	123				

北部地域

北部地域	27年度				28年度				29年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数	816	631	583	167	791	612	564	162	767	592	546	157
教育・保育の提供体制	1657	725	428	89	1606	776	428	89	1606	776	428	89
特定教育・保育施設												
保育所		428	271	56		428	271	56		428	271	56
認定こども園	682	261	73	6	806	312	73	6	806	312	73	6
幼稚園	495				320				320			
特定地域型保育事業												
小規模保育事業			16	3			16	3			16	3
事業所内保育事業			5	5			5	5			5	5
教育・保育施設												
幼稚園	480				480				480			
認定保育施設		36	63	19		36	63	19		36	63	19
過不足	841	94	-155	-76	815	164	-136	-73	839	184	-118	-66
北部地域	30年度				31年度				<p>【H27】 保育所：8園 幼稚園：4園 認定こども園：4園 小規模：1か所 事業所内：1か所 認定保育施設：2園</p> <p>↓</p> <p>【H28】 幼稚園1園が認定こども園へ 未満児の不足分は定員増又は中央地域 を受皿として対応</p>			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号					
			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳				
必要利用定員数	742	573	528	151	716	554	509	146				
教育・保育の提供体制	1606	776	428	89	1606	776	428	89				
特定教育・保育施設												
保育所		428	271	56		428	271	56				
認定こども園	806	312	73	6	806	312	73	6				
幼稚園	320				320							
特定地域型保育事業												
小規模保育事業			16	3			16	3				
事業所内保育事業			5	5			5	5				
教育・保育施設												
幼稚園	480				480							
認定保育施設		36	63	19		36	63	19				
過不足	864	203	-100	-62	890	222	-81	-57				

西部地域

西部地域	2年度				28年度				29年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数	426	330	305	73	417	323	298	72	408	316	291	70
教育・保育の提供体制	635	279	242	61	575	339	242	61	575	339	242	61
特定教育・保育施設												
保育所		227	188	55		227	188	55		227	188	55
認定こども園	155	52	17	0	295	112	17	0	295	112	17	0
幼稚園	200				0				0			
特定地域型保育事業			16	3			16	3			16	3
事業所内保育事業			21	3			21	3			21	3
教育・保育施設												
幼稚園	280				280				280			
認定保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0
過不足	209	-51	-63	-12	158	16	-56	-11	167	23	-49	-9

西部地域	30年度				31年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数	399	309	284	68	390	302	277	66
教育・保育の提供体制	575	339	242	61	575	339	242	61
特定教育・保育施設								
保育所		227	188	55		227	188	55
認定こども園	295	112	17	0	295	112	17	0
幼稚園	0				0			
特定地域型保育事業			16	3			16	3
事業所内保育事業			21	3			21	3
教育・保育施設								
幼稚園	280				280			
認定保育施設		0	0	0		0	0	0
過不足	176	30	-42	-7	185	37	-35	-5

【I27】  
 保育所：5園 幼稚園：2園  
 認定こども園：1園  
 小規模：1か所 事業所内：1か所

↓

【I28】  
 幼稚園1園が認定子ども  
 未満児の不足分は定員増又は中央地域  
 を受皿として対応

東部地域

東部地域	2年度				28年度				29年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数	713	552	489	147	698	539	478	143	682	527	466	140
教育・保育の提供体制	1079	537	380	67	983	633	380	67	983	633	380	67
特定教育・保育施設												
保育所		373	294	52		373	294	52		373	294	52
認定こども園	294	164	70	12	518	260	70	12	518	260	70	12
幼稚園	0				0				0			
特定地域型保育事業			16	3			16	3			16	3
事業所内保育事業			0	0			0	0			0	0
教育・保育施設												
幼稚園	785				465				465			
認定保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0
過不足	366	-15	-109	-80	285	94	-98	-76	301	106	-86	-73

東部地域	30年度				31年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数	667	515	455	136	651	503	444	133
教育・保育の提供体制	983	633	380	67	983	633	380	67
特定教育・保育施設								
保育所		373	294	52		373	294	52
認定こども園	518	260	70	12	518	260	70	12
幼稚園	0				0			
特定地域型保育事業			16	3			16	3
事業所内保育事業			0	0			0	0
教育・保育施設								
幼稚園	465				465			
認定保育施設		0	0	0		0	0	0
過不足	316	118	-75	-69	332	130	-64	-66

【I27】  
 保育所：9園 幼稚園：4園  
 認定こども園：2園  
 小規模：1か所

↓

【I28】  
 幼稚園1園が認定こども園へ  
 未満児の不足分は定員増又は中央地域  
 を受皿として対応

南部地域

南部地域	2年度				28年度				29年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数	606	469	416	108	591	457	405	105	576	445	394	102
教育・保育の提供体制	866	624	442	97	785	705	442	97	785	705	442	97
特定教育・保育施設												
保育所		408	295	72		408	295	72		408	295	72
認定こども園	596	216	119	19	785	297	119	19	785	297	119	19
幼稚園	270				0				0			
特定地域型保育事業			16	3			16	3			16	3
事業所内保育事業			12	3			12	3			12	3
教育・保育施設												
幼稚園	0				0				0			
認定保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0
過不足	260	155	26	-11	194	248	37	-8	209	260	48	-5

南部地域	30年度				31年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数	561	434	383	99	545	422	372	96
教育・保育の提供体制	785	705	442	97	785	705	442	97
特定教育・保育施設								
保育所		408	295	72		408	295	72
認定こども園	785	297	119	19	785	297	119	19
幼稚園	0				0			
特定地域型保育事業			16	3			16	3
事業所内保育事業			12	3			12	3
教育・保育施設								
幼稚園	0				0			
認定保育施設		0	0	0		0	0	0
過不足	224	271	59	-2	240	283	70	1

【H27】  
 保育所：7園 幼稚園：1園  
 認定こども園：3園  
 小規模：1か所 事業所内：1か所

↓

【H28】  
 幼稚園1園が認定こども園へ  
 未満児の不足分は定員増又は中央地域  
 を受皿として対応

河辺地域

河辺地域	2年度				28年度				29年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数	75	58	44	13	71	55	42	13	68	53	40	12
教育・保育の提供体制	80	115	66	14	80	115	66	14	80	115	66	14
特定教育・保育施設												
保育所		115	66	14		115	66	14		115	66	14
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幼稚園	80				80				80			
特定地域型保育事業			0	0			0	0			0	0
事業所内保育事業			0	0			0	0			0	0
教育・保育施設												
幼稚園	0				0				0			
認定保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0
過不足	5	57	22	1	9	60	24	1	12	62	26	2

河辺地域	30年度				31年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数	64	50	38	11	61	48	36	11
教育・保育の提供体制	80	115	66	14	80	115	66	14
特定教育・保育施設								
保育所		115	66	14		115	66	14
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0
幼稚園	80				80			
特定地域型保育事業			0	0			0	0
事業所内保育事業			0	0			0	0
教育・保育施設								
幼稚園	0				0			
認定保育施設		0	0	0		0	0	0
過不足	16	65	28	3	19	67	30	3

【H27～】  
 全区分において供給量が必要量を満たしている。

雄和地域

雄和地域	27年度				28年度				29年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳	
必要利用定員数	54	41	42	11	53	41	42	10	52	41	41	10	
教育・保育の提供体制	0	145	66	14	0	145	66	14	0	145	66	14	
特定教育・保育施設	保育所		145	66	14		145	66	14		145	66	14
	認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	幼稚園	0				0			0				
	小規模保育事業			0	0			0	0			0	0
教育・保育施設	事業所内保育事業			0	0			0	0			0	0
	幼稚園	0				0			0				
認定保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
過不足	-54	104	24	3	-53	104	24	4	-52	104	25	4	

雄和地域	30年度				31年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳	
必要利用定員数	52	40	41	10	52	40	41	10	
教育・保育の提供体制	0	145	66	14	0	145	66	14	
特定教育・保育施設	保育所		145	66	14		145	66	14
	認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	幼稚園	0				0			
	小規模保育事業			0	0			0	0
教育・保育施設	事業所内保育事業			0	0			0	0
	幼稚園	0				0			
認定保育施設		0	0	0		0	0	0	
過不足	-52	105	25	4	-52	105	25	4	

【27】  
幼稚園等がない? 1号施設54人分不足  
2・3号施設 :131人分の余裕

↓

1号子どもは特例給付により保育所の利用を認めることとする。

(3) 施設型給付、地域型保育給付以外の事業

(主な取組・事業)

休日保育事業、幼保小研修会の充実および幼児と児童の交流活動の推進 など

(4) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保内容

認定こども園の普及に係る基本的な考え方や、質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方・推進方策などについて定めます。

## 【施策1 - 2】地域における子育て支援の充実

すべての子育て家庭に対する支援を行うため、地域子ども・子育て支援事業を初めとした地域における様々な子育て支援サービスの充実に努めます。

### (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保および実施時期

地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、広域で提供体制を確保している現状等を踏まえ、時間外保育事業（延長保育事業）を除き、市内全域を提供区域とします。なお、時間外保育事業については、教育・保育提供区域の7区域とします。

#### 利用者支援事業

子育て家庭がそのニーズに合わせて、認定こども園や幼稚園、保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう、情報提供や相談の受付などを行います。

指標（単位）	量の見込みと確保方策	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
実施箇所数 （箇所）	量の見込み	-	1	1	1	1
	確保方策	-	1	1	1	1

#### 時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長して保育を行います。

指標（単位）	量の見込みと確保方策	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
利用者数 （人）	量の見込み	市全域	985	957	930	902	873
		中央	222	215	206	199	191
		北部	235	228	221	213	206
		西部	120	117	115	112	109
		東部	203	198	194	189	185
		南部	169	164	160	156	151
		河辺	20	19	18	17	16
	雄和	16	16	16	16	15	
	確保方策	市全域	985	957	930	902	873
		中央	222	215	206	199	191
		北部	235	228	221	213	206
		西部	120	117	115	112	109
		東部	203	198	194	189	185
		南部	169	164	160	156	151
河辺		20	19	18	17	16	
雄和	16	16	16	16	15		

## 放課後児童健全育成事業

保護者が昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びおよび生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

指標(単位)	量の見込みと確保方策		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
利用児童数 (人)	量の見込み	低学年	1,096	1,125	1,151	1,173	1,192
		高学年	669	654	639	624	609
	確保方策	低学年	1,132	1,153	1,172	1,190	1,207
		高学年	692	671	652	634	617

## 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難になった児童に対し、必要な保護を行います。

事業名	指標(単位)	量の見込みと確保方策	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ショートステイ	延べ利用者数 (人日)	量の見込み	98	98	98	98	98
		確保方策	98	98	98	98	98
トワイライト	延べ利用者数 (人日)	量の見込み	1,428	1,428	1,428	1,428	1,428
		確保方策	1,428	1,428	1,428	1,428	1,428

## 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

指標(単位)	量の見込みと確保方策	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
対象者数 (人)	量の見込み	2,003	1,944	1,886	1,828	1,770
	確保方策	2,003	1,944	1,886	1,828	1,770

## 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

指標(単位)	量の見込みと確保方策	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
訪問人数 (人)	量の見込み	15	15	15	15	15
	確保方策	15	15	15	15	15

## 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互に交流する場を提供し、子育てについての相談や情報提供、助言その他の援助を行います。

指標(単位)	量の見込みと確保方策	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
延べ利用回数 (人回)	量の見込み	116,052	112,669	109,323	105,959	102,613
	確保方策	194,019	223,019	223,019	223,019	223,019

### 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが困難になった子どもを、一時的に認定こども園、保育所、幼稚園等で保育を行います。

事業名	指標(単位)	量の見込みと確保方策	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
幼稚園型	延べ利用人数 (人日)	量の見込み	1号認定	19,523	18,986	18,453	17,910	17,376
			2号認定	249,471	242,611	235,790	228,853	222,032
		確保方策	1号認定	19,523	18,986	18,453	17,910	17,376
			2号認定	249,471	242,611	235,790	228,853	222,032
幼稚園型以外	延べ利用人数 (人日)	量の見込み	16,521	16,050	15,583	15,112	14,645	
		確保方策	35,400	37,800	37,800	37,800	37,800	

### 病児保育事業

病院や保育所等に付設された専用スペース等において、病気・病気回復期等の子どもを一時的に保育します。

指標(単位)	量の見込みと確保方策	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
延べ利用人数 (人日)	量の見込み	1,929	1,874	1,820	1,765	1,711
	確保方策	8,720	8,720	8,720	8,720	8,720

### ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の子どもがいる子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する調整等を行います。

指標(単位)	量の見込みと確保方策	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
延べ利用人数 (人日)	量の見込み	未就学児(緊急対応)	81	84	87	90	94
		未就学児(緊急対応以外)	1,496	1,556	1,618	1,683	1,750
		就学児	579	602	626	651	677
	確保方策	未就学児(緊急対応)	81	86	91	96	101
		未就学児(緊急対応以外)	1,496	1,580	1,668	1,761	1,860
		就学児	579	611	645	681	719

### 妊婦健康診査

妊婦に対する健康診査を実施し、妊婦の健康保持および増進を図ります。

指標(単位)	量の見込みと確保方策	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
対象者数 (人)	量の見込み	1,870	1,815	1,761	1,707	1,653
	確保方策	1,870	1,815	1,761	1,707	1,653

### 実費徴収に係る補足給付を行う事業(検討中)

多様な主体が制度に参入することを促進するための事業(検討中)

(2) 地域子ども・子育て支援事業以外の事業

(主な取組・事業)

在宅子育てサポート事業、子育て支援情報の提供 など

**【施策 1 - 3】放課後児童対策の充実**

放課後の子どもの遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成するため、総合的な放課後児童対策の充実に努めます。

(主な取組・事業)

放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室推進事業 など

## 第2章 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

### 基本目標 2

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子保健施策の充実など、妊娠・出産期からの継続した支援体制の整備を図ります。

#### 【施策 2 - 1】妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策の充実

妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査等の充実を図ります。

(主な取組・事業)

乳幼児健康診査、妊産婦・新生児および未熟児訪問指導 など

#### 【施策 2 - 2】学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

学童期、思春期における心の問題に係る相談体制等の充実を図ります。

(主な取組・事業)

思春期講座 など

#### 【施策 2 - 3】食育の充実

乳幼児期から発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、保育所の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動などの取り組みを進めます。

(主な取組・事業)

幼児食教室、保育所調理師クッキング教室の実施 など

#### 【施策 2 - 4】小児医療等体制の充実

安心して子どもを生き育てることができる環境の基盤となる小児医療体制について、関係機関と連携を図りながら、体制の充実に努めます。

(主な取組・事業)

市立秋田総合病院との連携による取組(小児科初期診療部門の維持) など

## 第3章 次代を担う子ども・若者の育成支援の充実

### 基本目標3

子どもの心身の健やかな成長に向けた環境の整備を図るとともに、若者の就職や結婚等を支援し、次代の親の育成に取り組みます。

#### 【施策3 - 1】子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境等の整備に努めます。

(主な取組・事業)

社会教育施設を活用した体験活動機会の提供、幼児スポーツ教室、学校訪問指導・教職員研修会の充実 など

#### 【施策3 - 2】家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭・地域の連携、協力のもと、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上に取り組みます。

(主な取組・事業)

家庭教育学級、世代間交流事業、学校評議員活用事業 など

#### 【施策3 - 3】青少年健全育成活動の推進

子どもたちが有害情報等に巻き込まれることのないよう、地域が一体となって対策を進めます。

(主な取組・事業)

情報モラル指導の充実、少年相談活動、街頭巡回指導 など

#### 【施策3 - 4】次代の親の育成

若年者の就職を支援するとともに、家庭を築き、子どもを生き育てたいと思う若者の希望を実現するための環境整備を進めるなど、次代の親の育成に取り組みます。

(主な取組・事業)

高校生就職支援事業、あきた結婚支援センターとの連携による結婚支援 など

## 第4章 ワーク・ライフ・バランスの推進

### 基本目標4

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業や地域の理解等を促進するための広報・啓発や、社会全体で子育て家庭を応援するしくみづくりに取り組みます。

#### 【施策4-1】ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスについての広報・啓発と、ワーク・ライフ・バランスを実現している企業の社会的評価等の取組を推進します。

(主な取組・事業)

ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の社会的評価 など

#### 【施策4-2】社会全体で子育て家庭を応援するしくみづくりの推進

社会全体で子育て家庭を応援する機運を高め、子育て家庭の孤立感の解消に努めます。

(主な取組・事業)

子育てにやさしい施設の認定、地域子育て支援ネットワーク事業 など

## 第5章 安全・安心な生活環境の整備

### 基本目標5

子どもを犯罪や事故から守るとともに、子育て家庭を支援する生活環境の整備に努めます。

#### 【施策5 - 1】子どもの安全確保

子どもを交通事故や犯罪の被害から守るため、地域・学校・関係機関等との連携を強化しながら対策を進めます。

(主な取組・事業)

秋田っ子まもるメールの配信、スクールガード養成講習会の実施 など

#### 【施策5 - 2】子育てを支援する生活環境の整備

歩道等の道路交通環境の整備や子育て世帯の居住の安定を図るなど、子育てを支援する生活環境の整備に取り組みます。

(主な取組・事業)

人にやさしい歩道づくり事業、市営住宅優先入居制度 など

## 第6章 子ども・若者と家庭へのきめ細かな支援

### 基本目標6

児童虐待への対応や障がいのある子どもへの支援など、子ども・若者とその家庭に対するきめ細かな取組を推進します。また、各種手当や医療費助成等による経済的支援の充実にも努めます。

#### 【施策6 - 1】児童虐待防止対策の充実

福祉・医療・保健・教育・警察等の関係機関との連携のもと、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応等の取組を推進します。

(主な取組・事業)

要保護児童対策地域協議会、養育支援訪問事業 など

#### 【施策6 - 2】ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭に対して、就業支援や経済的支援などを柱とする総合的な自立支援策を推進します。

(主な取組・事業)

ひとり親家庭自立支援事業、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付事業 など

#### 【施策6 - 3】障がい児等に対する支援の充実

障がい児等が、身近な地域で安心して生活できるよう支援するとともに、関係機関との連携を図りながら、教育・保育施設等での受入れ体制の整備を図ります。

(主な取組・事業)

障がい児通所支援、公立・私立保育所障がい児保育事業 など

#### 【施策6 - 4】社会参加に困難を有する子ども・若者への支援

関係機関との連携のもと、不登校や引きこもりなど社会参加に困難を有する子ども・若者の自立支援に取り組みます。

(主な取組・事業)

適応指導センター「すくうる・みらい」運営事業、若者自立支援事業 など

### 【施策6 - 5】子育てに係る経済的支援の充実

児童手当等の各種手当や医療費の助成など、経済的支援の充実に努めます。

(主な取組・事業)

児童手当、ファミリー・サポート・センター利用料助成事業、乳幼児・小学生に対する医療費助成 など